

平成28年

第2回市議会定例会 議案第11号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月13日提出

函館市長 工藤 壽樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「小学校」の後ろに「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部改正に伴い、学校の校舎の構造について義務教育学校の前期課程に係る校舎の基準を小学校の校舎と同一の基準とするため